

# 県立麻溝台高等学校 不祥事ゼロプログラム（令和7～9年度）

県立麻溝台高等学校は、不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 実施責任者

麻溝台高等学校は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校长、教頭、事務長がこれを補佐する。

## 2 策定方針

### (1) 策定方針

麻溝台高等学校の不祥事ゼロプログラムは、以下の方針に基づき策定する。

- ア 課題を整理し、継続的に取り組むことで、生徒、保護者、地域等県民の信頼を得ることに努める。
- イ 教職員個々の問題ではなく、教職員全員が課題を認識し共有化するとともに、学校の組織として課題解決に努める。
- ウ 職員会議における不祥事防止研修及び校内研修を全職員で担当し、不祥事を職員が自分事として捉えられるよう不祥事防止意識の高揚に努める。

## 3 目標および行動計画

### (1) 法令遵守意識の向上

#### ① 目標

職員行動指針を再確認し、勤務時間外や職場外の行動についても、教育公務員としての高い倫理観を持って行動する。

#### ② 行動計画

- i 全職員に対して「神奈川県職員行動指針」の周知徹底を図り、神奈川県職員として求められる行動を再確認する。
- ii 職員として、公務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わせつ事案等）防止を徹底する。
- iii 年間を通じて、不祥事の新聞記事等を職員室に掲示して信用失墜行為がないよう注意喚起を行う。
- iv 毎年2月に職員啓発資料等の活用により、教職員の意識啓発に努める。

### (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

#### ① 目標

パワハラ・セクハラ、マタハラ等をゼロにする。

#### ② 行動計画

- i 管理職はすべての教職員に声掛けや個別面談での聴き取りを実施する。
- ii 每年1月に啓発資料を用いて、職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高めるとともに相談窓口を周知し、教職員が相談しやすい職場づくりに取り組む。

### (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

#### ① 目標

生徒に対するわいせつ・セクハラ行為をゼロにする。

#### ② 行動計画

- i 生徒との連絡手段として、個人の私的なメール等の利用の禁止を徹底する。
- ii 生徒指導等は複数で行うとともに、個別指導は密室で行わず、誤解を生ずる可能性のある言動に注意する。
- iii 教科準備室等の死角をなくし、管理職による日常的な巡視を実施する。
- iv 毎年5月に啓発資料を用いて、職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高める。

(4) 体罰、不適切指導の防止

① 目標

体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

② 行動計画

- i 生徒向け相談窓口を周知し、生徒が校内で相談しやすくなる環境を整える。
- ii 毎年7月に職員対象の研修を実施し、職員の人権意識を高める。

(5) 入学者選抜に係る事故防止

① 目標

各種業務執行に際して、教職員の意識やシステムの適正化を図り、事故を未然に防止する。

② 行動計画

- i 入選委員会を中心に全職員で取り組む。
- ii 起案の徹底を図る。
- iii 県のマニュアル改善案に準じて、入学者選抜マニュアルの見直しを確実に行う。
- iv 每年12月に啓発資料を用いて、入学者選抜業務に対し、担当グループ又は委員会等で点検体制を確認し、必要な見直しを行うことで、不祥事防止を目指す。

(6) 定期試験、成績処理、進路関係書類に係る不適切な事務処理の防止

① 目標

定期試験、成績処理及び進路関係書類の作成と扱いに係る事故の発生を未然に防止する。

② 行動計画

- i 定期試験問題・解答用紙、通知表、調査書等の作成や成績処理について、マニュアルに則った適正な点検を行う。
- ii 点検表の作成により、職員同士の相互チェック機能の強化を組織的に取り組む。
- iii 每年6月に啓発資料を用いて、テスト問題の作成及び成績処理に対し、担当グループで点検体制を確認し、必要な見直しを行うことで、不祥事防止を目指す。

(7) 個人情報管理・情報セキュリティ対策

① 目標

個人情報の流出を未然に防止する。

② 行動計画

- i 携帯電話・電子メール等の不適切な使用の根絶に向けて、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づいた個人情報の収集・登録・管理・破棄の徹底を図る。
- ii 個人情報の持ち出しは原則行わないこととし、やむを得ない場合の手続きを周知するとともに取扱いについての注意事項をその都度確認する。
- iii パスワード付きスクリーンセーバーの設定を徹底する（標準設定時間3分）。
- iv 定期試験の解答用紙等の誤廃棄防止のため、シェレッダー使用制限期間を設ける。
- v 教務手帳の一元管理、生徒の連絡先の適正な取得・管理を徹底する。
- vi 每年9月に個人情報の取扱いに関する事故防止研修を実施すると共に、日常的に点検及びチェックを行い事故防止に努める。

(8) 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転の防止

① 目標

交通事故の発生を未然に防止するとともに酒酔い、酒気帯び運転のゼロを維持する。

② 行動計画

- i 每年11月に交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止のための研修を実施し、発生の防止に努める。

(9) 業務執行体制

① 目標

各種業務執行に際して、教職員の意識やシステムの適正化を図り、事故を未然に防止する。

② 行動計画

i 起案の徹底を図る。

ii 毎年3月に啓発資料を用いて、執行体制について担当グループ又は委員会等で点検体制を認し、必要な見直しを行うことで、不祥事防止を目指す。

iii 校長からの個別面接を実施し、業務の円滑な遂行を図る。

(10) 財務事務等の適正執行

① 目標

私費会計の適切な執行についての認識を深め事故の発生を未然に防止する。

② 行動計画

i 財務事務調査における指導事項等を全職員で共有し、改善を図る。

ii 年2回のPTA会計監査を実施する。

iii 毎年10月に私費会計基準に則った事務処理及び物品管理の周知を図り、教職員の意識を高め適正な執行を図る。特に、部活動費会計について、適正な会計業務の推進に努める。

(11) 経験の浅い教職員(採用5年以内)への不祥事防止

① 目標

県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の確保に努める。

② 行動計画

i 学校長から個別相談等の直接指導や、啓発資料等を用いて注意喚起を行う。

#### 4 検証

(1) 中間検証

毎年10月までに実施状況の達成度を確認し、未実施や達成度が低かった場合には、毎年10月中に補完措置を講ずる。

(2) 年度末検証

毎年3月までに実施状況の達成度を確認し、未実施や達成度が低かった場合には、年度内に補完措置を講ずる。

(3) 最終検証

3 (1)～(11)に規定する行動計画について、令和9年度3月までに実施状況の達成度を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、それを踏まえ、令和10年度における麻溝台高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

#### 5 実施結果

4 (2)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめる。

#### 6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。